

[事案 2022-317] 新契約取消請求

・令和6年2月7日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の不適切な募集等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年7月に銀行を募集代理店として契約した米ドル建終身保険について、以下の理由により、契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 設計書記載の解約払戻金額例表（目標値110%のもの。以下「本件例表」）を見て申込手続を行ったが、募集人は、本件例表に、色付きで、6年後に為替レートが1米ドル117円34銭であった場合「目標達成」と強調している。これを読んで自分は、6年後に為替レートが1米ドル117円34銭になれば目標を達成し、利益が出ると理解して本契約に申し込んだ。
- (2) 本件例表の「目標達成」とする部分は「市場価格調整額が0の場合」のものであった。自分は、本件例表は募集代理店ないし保険会社が最もあり得る数値を前提に作成したものと理解しており、過去の市場価格調整額を考慮して本件例表が作られていれば契約はしなかった。
- (3) 申込手続時に、募集人に対し、過去の市場価格調整額のチャートを提供するよう求めたが、提供してもらえなかった。
- (4) 為替レートが1米ドル115円台になった後、コールセンターに問い合わせると、解約払戻金額は本件例表の目標達成額からかけ離れた金額であった。また、コールセンターの話から、日付を指定すれば、市場価格調整額を教えてもらうことができることが分かった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 令和2年7月、申立人は、事前のアポイントメントなく代理店に来店して、募集人に対し、米ドル建定期預金の満期金について相談した。申立人は、米ドル建定期預金に含み損が発生していたため、米ドルのままの運用を希望し、米ドル建定期預金は当面使う予定はなく、中長期の資産運用が可能であると発言したため、募集人は本契約を含む保険商品を紹介した。
- (2) 同月、申立人は再び代理店に来店し、本契約を申込み意向を示したため、募集人は、意向確認シートで申立人の意向も確認した上で、パンフレットと設計書を使って本契約の説明を行った。解約や解約払戻金については商品パンフレットと設計書の解約払戻金額例表を使って説明した。
- (3) 募集人は、市場価格調整額について説明し、実際には、そこからさらに解約控除を引いて解約払戻金が支払われること、一般論ではあるが、金利が下がると解約払戻金は上がる、逆に金利が上がると解約払戻金が下がる傾向にあることも説明した。
- (4) 本件例表はあくまで仮定のものであり、市場価格調整額が必ず0になると保証しているものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を確認する

ため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の不適切な募集等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。